

棚倉町ソーシャルメディア運用方針

1 目的

ソーシャルネットワークサービス(SNS)※1を町政情報の発信ツールとして活用し、多くの皆さんに棚倉町の魅力を伝えることを目的とする。

※1 町で運用するソーシャルメディアの種類はFacebook、Twitter、Instagramとする。

2 発信内容

行政情報やイベント情報、緊急情報等

3 運用管理者

棚倉町地域創生課長

4 運用者

棚倉町地域創生課 その他各課担当職員

5 対応時間

原則として開庁時間内(平日の午前8時30分～午後5時15分)に、各運用者が必要に応じて不定期に投稿する。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合もある。

6 情報発信する際の留意事項

(1) 情報の発信については、原則として所属長の決裁を受けることとする。(ただし、次に掲げる場合を除く。この場合画面コピーをとるなどして投稿した記録を残すこととする。)

① すでに町の広報媒体等に掲載されたものについて再発信する場合

② 事業、イベント等開催時及びそれらの結果など、既成事実について発信する場合

③ 災害等に関する情報を発信する場合

(2) 情報発信の際には、原則として各課インターネット接続系端末機を使用すること。

(3) 原則として、コメントやメッセージに対する返答・回答等を行わないものとする。質問・意見がある場合には、直接担当課へ問い合わせることとする。

(4) 「いいね!」ボタンクリックやシェアは原則行わないこととする。ただし、公式ページの確認がとれる国、地方公共団体又は公共性の高い団体の運営するページはこの限りではない。

7 遵守事項

公式アカウントへの投稿について、運用者及び利用者は適切な情報を投稿する義務を有し、下記の事項に該当する行為を禁じる。禁止行為を行った、または行う恐れがあると運用管理者が判断した場合には、事前に通告することなく投稿の削除、利用制限等を行う場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 当ページの掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (3) 棚倉町または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容
- (7) 棚倉町または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する内容
- (9) 有害なプログラム等
- (10) その他運用管理者が不適切と判断した内容及びこれらの内容を含むリンク等

また、運用者及び利用者は本運用のほか、各ソーシャルメディア利用規約、関連法令等を遵守すること。

8 著作権

当ページに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する著作権は、棚倉町あるいは町以外の原作者に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

9 個人情報の取り扱いについて

当ページで取得した個人情報については、「棚倉町個人情報保護条例」に準じ、適切に取り扱う。

10 免責事項

- (1) 棚倉町は、当ページを利用することで生じた直接・間接的な損失について、いかなる場合でも一切責任を負わないものとする。
- (2) 棚倉町は、当ページの内容を予告なく変更することがある。
- (3) 棚倉町は、予告なく当ページの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。

11 問い合わせ

棚倉町 地域創生課

TEL (0247)33-2112

E-mail:chiikisousei@town.tanagura.fukushima.jp

附則

この運用は、令和元年10月1日から施行する。